

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会による評価の取り決め

1. 評価の位置づけ

奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価は、公の施設の管理運営状況等について、客観的、専門的観点から行う評価で、指定管理者による自己評価（一次評価）、施設所管課による評価（二次評価）の結果及び業務改善の状況等を勘案した総合的な評価とする。

2. 役割

- ①指定管理者の管理運営状況に対する評価の実施
- ②施設所管課による指定管理者への評価に対する評価の実施
- ③評価結果の県への報告

3. 評価方法

次に掲げる書類、現地調査及び施設所管課等へのヒアリング等に基づき、「評価委員会の評価結果及び指摘・提言」（様式 4）を用いて実施する。

- ①指定管理者が作成した「指定管理評価シート（指定管理者用）」（様式 1）
- ②施設所管課が作成した「指定管理者導入施設の管理運営等に係る評価調書」（様式 2）
- ③施設所管課による「指定管理評価シート（施設所管課用）」（様式 3）
- ④協定書、業務仕様書、定例会議等資料、実績報告書、決算書類、指定管理者選定審査会報告書、その他評価委員会が求める書類

ただし、評価対象年度と評価実施年度における指定管理者が異なる場合は、①に掲げる書類を省略するものとする。

4. 評価項目・基準

次の項目により評価を実施する。なお、評価基準については、様式 1、3 及び 4 に記載のとおりとする。

- ①施設の運営状況
- ②収支状況
- ③業務履行状況
- ④自主事業提案項目の履行状況
- ⑤利用者等の評価
- ⑥モニタリングの状況

5. 評価委員会の運営方法

- ①評価委員会は、奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則（平成 27 年 3 月奈良県規則第 102 号）第 6 条に基づき、関連する施設の種類ごとに部会を設置し、部会ごとに評価を実施
- ②部会ごとに実施した評価を基に評価委員会において審議
- ③評価結果は総合評価としてとりまとめ、委員長名で県へ報告

6. 評価結果のフィードバック

評価委員会の評価結果に基づき、施設所管課は、指定管理者に対して業務改善等の指示を行い、指定管理者が改善に向けた措置を講じた場合は、それを検証し、次回の評価委員会で報告するものとする。

なお、次期募集要項に反映すべき事案が生じた場合は、施設所管課は遺漏なく対応するものとし、対応内容を次回評価委員会で報告するものとする。